

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【登録番号】実用新案登録第3171687号(U3171687)

【訂正の登録日】平成24年2月27日(2012.2.27)

【登録公報発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【出願番号】実願2011-5135(U2011-5135)

【国際特許分類】

G 01 R 1/073 (2006.01)

【F I】

G 01 R 1/073 E

【訂正書】

【提出日】平成24年2月13日(2012.2.13)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正後の請求項の数】3

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

下側ケース部と上側ケース部とによりプローブカードを収納する本体ケースと、上記本体ケースの一側面に設けた把手と、上記本体ケースの載置面に夫々設けた移動用ローラ及び非移動部材とよりなり、

上記非移動部材が、上記移動用ローラと上記把手との間において上記載置面に設けられ、また、上記非移動部材が、上記本体ケースの載置面から上記移動用ローラより高く突設されていることを特徴とするプローブカード収納ケース。

【請求項2】

下側ケース部と上側ケース部とによりプローブカードを収納する本体ケースと、上記本体ケースの一側面に設けた把手と、上記本体ケースの載置面と上記本体ケースの他側面との間のコーナ部に設けた移動用ローラと、上記本体ケースの載置面に設けた非移動部材とよりなり、

上記移動用ローラは上記載置面に対し斜め下方向に傾斜して設けられ、

上記非移動部材が、上記移動用ローラと上記把手との間において上記載置面に設けられ、また、上記非移動部材が、上記本体ケースの載置面から上記移動用ローラより高く突設されていることを特徴とするプローブカード収納ケース。

【請求項3】

上記非移動部材が、専用棚からの振動を防ぐ振動吸収部材を兼用することを特徴とする請求項1または2記載のプローブカード収納ケース。